

四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則をここに公布する。

平成30年2月20日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第1号

四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市久留倍官衙遺跡公園条例（平成29年四日市市条例第24号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(供用時間等)

第2条 条例第3条第2号に規定する施設の供用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、臨時にこれを変更することができる。

(1) 供用時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

ア 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）

イ 火曜日（休日に当たるときは、その翌日）

ウ 12月29日から翌年1月3日まで

(申請)

第3条 条例第5条第2項の申請書は、四日市市久留倍官衙遺跡公園特別使用許可申請書（第1号様式）とする。

(変更申請等)

第4条 条例第5条第3項の申請書は、四日市市久留倍官衙遺跡公園特別使用許可変更・取消申請書（第2号様式）とする。

(申請に対する許可等)

第5条 委員会は、条例第5条第4項により使用を許可するときは四日市市

久留倍官衙遺跡公園特別使用許可書（第3号様式）を、使用を許可しないときは四日市市久留倍官衙遺跡公園特別使用不許可書（第4号様式）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第6条 使用料の減免を受けようとする者は、四日市市久留倍官衙遺跡公園使用料減免申請書（第5号様式）に必要事項を記載のうえ、委員会に申請しなければならない。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年3月25日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

四日市市久留倍官衙遺跡公園特別使用許可申請書

四日市市教育委員会

申請者 住 所
(団体名)
氏 名 (代表者)

印

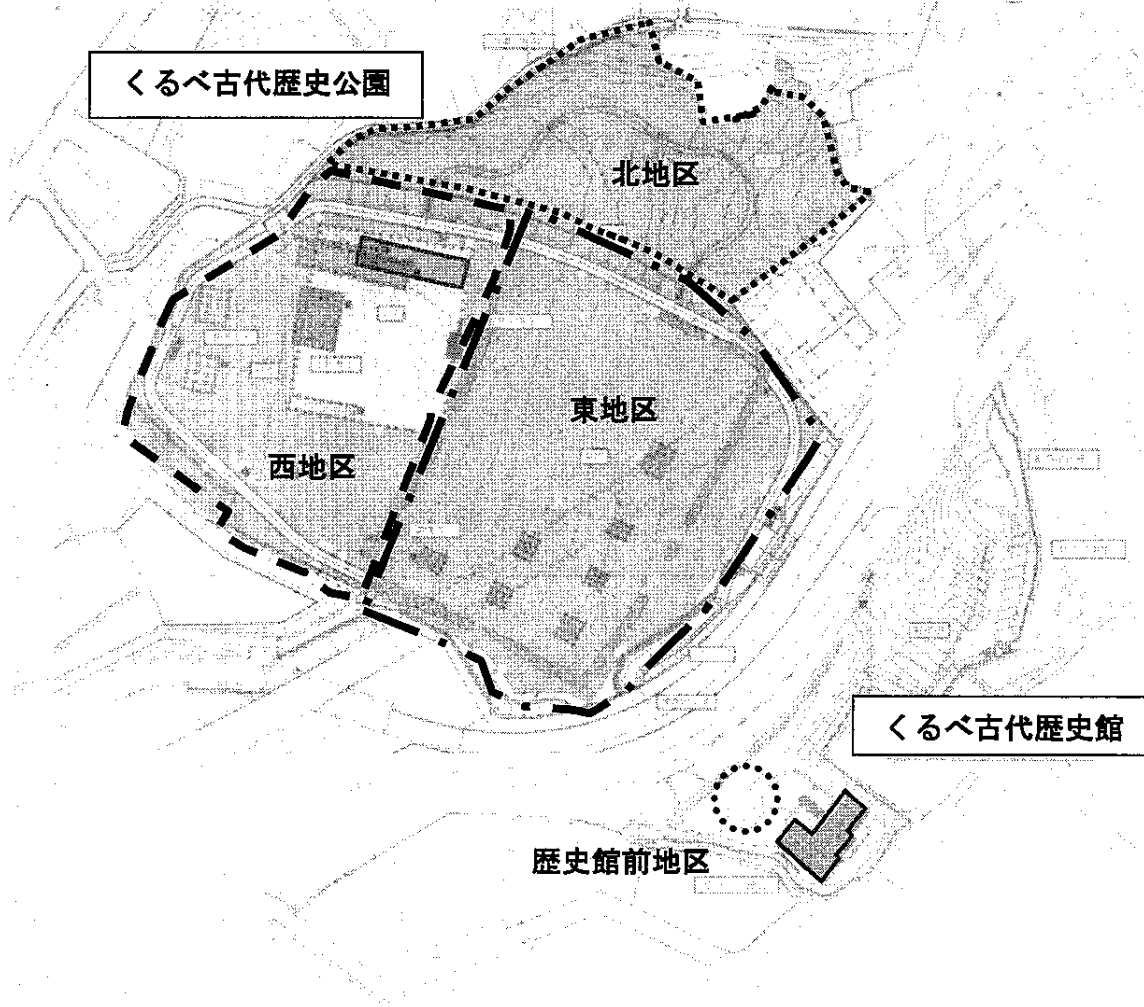
電 話

久留倍官衙遺跡公園の使用について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

場所	地区 ※別紙 位置図に具体的な場所を 記入		
面積	㎡	乗り入れ許可を必要とする車	台
目的			
内容			
期間	年 月 日 年 月 日	時 分から 時 分まで	間
添付書類	位置図	平面図	現況写真 その他
担当者 (名前) 連絡先			

受付番号 第 号

※地下にある史跡保護のため、施設を設置する場合は事前に協議が必要です。



久留倍官衙遺跡公園平面図(1:2,000)

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

四日市市久留倍官衙遺跡公園特別使用許可変更・取消申請書

四日市市教育委員会

申請者 住 所
(団体名)
氏 名 (代表者) 印

電 話

四日市市久留倍官衙遺跡公園使用許可事項の（変更・取消）を行いたいので、次のとおり申請します。

許可を受けた年月日及び番号		年	月	日	第	号
変更しようとする事項 ※変更時に記入	変更前					
	変更後					
変更・取消の理由						
添付書類	位置図	平面図	現況写真	その他		

第3号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

四日市市久留倍官衙遺跡公園特別使用許可書
（新規・変更・取消）

様

四日市市教育委員会

四日市市久留倍官衙遺跡公園の使用（新規・変更・取消）については、次のとおり 許可します。

場所			
面積	m ²	乗入許可を必要とする車	台
目的			
内容			
期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	間
使用料	<input type="checkbox"/> 徴収する（ 円） <input type="checkbox"/> 減免（ 円）		
条 件	1. 公園施設に損害を与えた場合は、原型に復旧すること。 2. 使用終了後、清掃し係員の検査を受けること。 3. 自動車を公園内に乗入れないこと。ただし、教育委員会が発行した許可書を提示した車両はこの限りでない。 4. 自動車、自転車、その他車両を公園入口に置かないこと。		

四日市市久留倍官衙遺跡公園特別使用不許可書
（新規・変更・取消）

様

四日市市教育委員会

久留倍官衙遺跡公園の使用（新規・変更・取消）については、次のとおり不許可と
します。

場所	
目的	
内容	
期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 間
不許可の理由	

この決定に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、四日市市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市教育委員会を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の速達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市久留倍官衙遺跡公園使用料減免申請書

四日市市教育委員会

申請者 住 所
(団体名)

氏 名 (代表者)

印

電 話

使用料について減免を受けたいので、次のとおり申請します。

申請年月日及び番号	年 月 日 第 号
減免の額	円
申請の理由	